

平成 28 年 2 月 26 日

報道関係者 各位

担 当	厚生労働省三重労働局職業安定部	
	職業安定課長	内田 護
	職業安定課長補佐	米澤 尚之
	電 話 059-226-2305	

## 三重県と三重労働局は雇用対策協定を締結しました — 東海 3 県初 —

本日（2月26日）、三重県（鈴木英敬知事）と三重労働局（川口達三局長）は、相互に連携し、雇用情勢の改善、経済の活性化、県民生活の向上を実現することを目的として、効果的な雇用対策を実施するため「三重県雇用対策協定」を締結しました。

### ○ 協定の主な内容

特に次の項目について、重点的に取り組みます。

- ・若年者の就労支援
- ・障がい者の雇用促進

共同で運営協議会を設置し、事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況を評価していきます。

### ○ 協定の効果

- ・雇用問題について、国と地方自治体が連携・協力して取り組む課題が整理でき、共通認識を持つことができること。
- ・上記の課題に対して、国と地方自治体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にして、各種対策を一体的に実施することができること。
- ・協定で定めた事項を達成するため、国と地方自治体間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みをつくり、実務的な連携を強化できること。
- ・労働局及びハローワークの業務に地方自治体の意向が反映され、これまで以上に密接な連携を図ることができること。